第139回国際研修

平成20年5月19日(月)から同年6月27日(金)まで

1 研修の主要課題は、「重大・粗暴な犯罪少年の人物像の解明と効果的な処遇方法」 です。

少年犯罪の審理手続及び処遇課程については,加害少年の教育を重視した社会福 祉的なもの,加害少年の人権・防禦権の観点から適正手続を重視したもの,被害者 の視点,被害の回復を重視した修復的司法,さらには社会の安全に重きを置いた社 会防衛的な色彩の強いもの等、国によって制度はさまざまですが、成人事件と異な る手続を用いる場合が多いです1。いずれにおいても,原則的には少年特有の可塑性 や更生可能性に配慮して,各国の制度や政策が許容する範囲内で更生に向けて働き かけをするものですが、例外的に凶悪な重大事件に関与したり、粗暴な非行を頻発 させたりする少年については,成人と同等の刑事裁判,すなわち,対審公判手続に よって犯罪事実や加害責任を明確にした後に,相応の刑罰を科すという制度を採用 する場合が多いです。そのようなケースでも、加害少年の更生という視点を軽視す るべきではなく,被害者の視点,社会防衛的視点,あるいは懲罰的視点とのバラン スをとりながら,改善更生に適した処分を選択できる制度にしていくというのが理 想でしょう。いずれの制度であっても、少年の問題性、すなわち心理的・精神的・ 身体的な問題や,家庭・学校・社会における問題の改善が求められていますが,重 大犯罪・粗暴犯罪の抑制に結びつく精神病理,社会病理,家族病理の解明,あるい は効果的な処遇法やその予後については明確になっていない部分が多く, 少年の刑 事司法における大きな課題となっています。

それに対するこれまでの国連の動きを概観しますと,まず一般的な犯罪少年につ いて適切な司法制度,処遇制度の制定・運営のために条約及び国際準則類の整備な どを積極的に進めてきています。「少年司法の運営に関する国連最低基準規則(北 京ルールズ)」²では,犯罪少年の防禦権を含む人権を尊重し,その最善の利益の追 求を行うという原則を示し,社会内資源を極力活用してダイバージョンを促進させ るという基本的な基準を打ち出しています。同基準規則や児童の権利条約³及び「少 年非行の防止に関する国連指針(リヤドガイドライン)」⁴では,社会福祉的なアプ

¹ Corrado, R. R., & Turnbull, S. D. (1992). A comparative examination of the Modified Justice Model in the United Kingdom and the United States. In R. R. Corrado, N. Bala, R. Linden, & M. Le Blanc (Eds.), *Juvenile justice in Canada: A theoretical and analytical assessment* (pp. 75-136). Toronto, ON: Buttersworth.

 $^{^2\,}$ United Nations Standard Minimum Rules for the Administration of Juvenile Justice (The Beijing Rules) (1985)

³ United Nations Convention on the Rights of the Child (1989)

⁴ United Nations Guidelines for the Prevention of Juvenile Delinquency (Riyadh Guidelines) (1990)

ローチである社会内処遇と、自由を束縛した厳格な指導と考えられている施設内処 遇を対比させて、施設内処遇は最後の手段にすべきであるとの見解を提示していま す。しかし、問題の大きさや犯罪性の進度によっては施設内処遇という選択をせざ るを得ない場合もあり、また、少年刑事司法制度が未分化な国においては、施設内 で成人と混在させるなど、少年の基本的な人権を軽視した処遇をしてしまう可能性 も否定できないために、施設における不適切処遇を防止することを目的に「自由を 奪われた少年の保護に関する国連規則」⁵が制定されています。同規則を採択した国 連総会決議45/133(1990年)の本文パラグラフ9では、国連事務総長に 対し、重大かつ困難な少年犯罪者(serious and persistent young offenders)に ついて処遇方策を検討するように要請しています。これは、犯罪内容が重大かつ習 慣的な場合に、長期間自由を束縛する厳格な処遇を課す必要が出てきますが、少年 の人権尊重という視点を保ちながら処遇を行うには、いかなる方法が適切であるの か十分に検討を加える必要があるとの問題意識を提起しているのです。

それを受けて,第9回国連犯罪防止会議では都市型犯罪,少年犯罪及び粗暴犯罪 を対象にしたワークショップが開催され,重大かつ困難な少年犯罪者の犯罪内容, 背景要因及び対応策について検討されています。同ワークショップのバックグラン ドペーパー⁶によると,背景要因として,幼少期の暴力・体罰の被害体験,母親から の拒否体験,しつけの偏り(厳しすぎる,甘すぎる等。),一貫性を欠くしつけと いった親の養育態度が思春期や成人後の粗暴・凶悪犯罪に結びついていると指摘し ています。社会的要因では,有害な視聴覚情報にさらされた結果,少年が暴力を肯 定的にとらえて問題解決の手段として乱用する傾向にあること,経済のグローバル 化,工業化,都市化の影響を受けて急速に個人主義化が進み,伝統的な共同体精神, 道徳心,社会性が衰退してきている点などに触れています。また,個人の性格・行 動面の問題として,共感性の欠如や衝動的な行動傾向,発達障害・人格障害といっ た精神・心理面の障害が粗暴な犯罪行為に深く結びついている点について述べられ ています。

このように国連が基本的なガイドラインや解決方法を示す等,積極的に少年犯罪防止に向けて活動しているにもかかわらず,国際社会ではテロや児童虐待など暴力にさらされて傷つく少年が後を絶たず,少年による重大犯罪,すなわち銃器を使用した大量殺人,親や友人に対する暴力や殺人,あるいは組織集団同士の抗争,女性や女児に対する性的暴行等,社会の耳目を集める凶悪な犯罪が目に付くようになり,

⁵ United Nations Rules for the Protection of Juveniles Deprived of Their Liberty (1990)

⁶ Crime Prevention Strategies in Particular as Related to Crimes in Urban Areas and Juvenile and Violent Criminality, Including the Question of Victims: Assessment and New Perspectives. (Background Paper for the workshop on urban policy and crime prevention of Ninth UN Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders)(A/CONF. 169/10)

危機感を募らせてきています。効果的な対策が急がれているところですが,各国と も粗暴で処遇困難な少年については,その審理制度,鑑別技法,処遇プログラム, 予防プログラムなど,試行錯誤を繰り返しながら適切な制度を模索しているところ であり,明確な解決策が導き出されるまでにはかなり時間がかかると思われます。 それぞれの国の制度改革の参考になるよう,以下に問題点を整理し,本研修におい て重点的に検討するべき点を列挙してみます。

(1)審理手続

前述したように少年事件の審理には,社会福祉的な手続や刑事司法的な手続等 さまざまなものがありますが,重大事件を起こした犯罪少年に対して,どのよう な手続により処分を決定するのが適切であるか検討が必要です。重大犯罪を起こ した少年と一般犯罪少年とで異なった審理手続を適用する場合には,それぞれの 対象となる少年を区別しなければなりません。国によって事情が異なり,年齢, 犯罪傾向,あるいは問題性の深度といった指標で線引きを行うことが多いですが, どのタイプの少年にどのような審理形態が適しているのか考察を要するところ です。また,審理期間,留置場所(拘置・観護場所),担当職員(専門家の種別, 資格,研修),審査・調査形態などについても検討を加える必要があります。 (2)鑑別方法

次に,審判・裁判手続の中で,いかに正確に少年像の解明を進め,資質面の問題や家庭環境などの背景要因を具体的に明らかにし,効果的な処罰・処遇の選択へと結び付けるかという点が重要になります。制度によってアプローチは異なりますが,基本的な調査項目としては,身体面(既往歴,現病歴,身体障害等),精神面(知的能力,認知・思考能力,性格特性,精神障害等),行動面(所属社会集団,衝動傾向等)に加えて,家庭内の問題や社会環境面の問題等があげられます。これらの調査項目の特定とともに,人の内面の状態像を客観的に把握するには,高度で熟練された面接技術が不可欠であり,そのような専門的な技能をいかに発展させ伝達させていくかという点についても考えていかなければなりません。近年鑑別・調査技法では,エビデンス(客観的なデータ)に基づいて治療・処遇指針を導き出すことへの要請が高まっています。そのために,心理検査類を活用した鑑別能力が求められており,それに用いられるアセスメントツールの開発は目ざましく,例えば,一般的な心理検査類に加えて,犯罪少年のリスク・ニーズアセスメント(カナダのYLS-CMI (Level of Service Inventory シリーズの少年版)⁷が有名。),攻撃傾向のアセスメント(HCR-20⁸他),サイコパス

⁷ Andrews, D. A., & Bonta, J. (2006). *The psychology of criminal conduct – Fouth edition.* Cincinnati, OH: Anderson.

⁸ Webster, C. D., Douglas, K. S., Eaves, D., & Hart, S. D. (2001) *HCR-20 Assessing risk for violence.* Burnaby, BC: Simon Fraser University

のアセスメント(PCL-R[®]他)といった検査類が利用できるようになっています。 問題は、それらのアセスメントツールをいかに適切に使用できるかという点にあ り、対象や目的に適合したアセスメントの選択、アセスメントの実施や解釈にお ける専門性の向上、アセスメントの結果を処遇プログラムに有機的に結び付ける 解釈論や類型論の展開という側面が重要になっています。

また,重大・粗暴事件を起こした少年の中には,精神的な障害に悩む者も少な くなく,障害の内容を明らかにして精神科治療,心理療法へと導く必要がありま す。近年「ADHD」,「広汎性発達障害」,「反社会的人格障害」といった発 達障害や人格障害と重大・粗暴事件との結びつきについて取りざたされることが 多いですが,処遇への有機的な連携という意味では,精度の高い診断を確定させ ること以上に,症状を詳細に検討し,知的能力や性格・行動面の偏向,欠損して いる機能,劣っている機能,回復可能な機能,有効に働いている機能等について 細分された情報が重要になってきます¹⁰。

また,刑事裁判においては,刑事責任能力や訴訟能力,あるいは情状面の判定 が必要な場合に精神医療の専門家によって精神鑑定を行うことがありますが,鑑 定人により精神疾患の診断が異なったり,拘禁反応等の影響で時間の経過ととも に症状が変化したりというような問題を抱えています¹¹。ここにおいても, 短い診断名にのみ重きを置くのではなく,対象者に影響を及ぼしたと考えられる さまざまな側面(身体・生物学的要因,精神医学・心理学的要因,心理社会的要 因,文化・社会的要因)について,それぞれ時系列的な変化を追いながら検討を 加えることが非常に大切になっています。

(3)処遇方法

更生に向けた処遇技法ですが,攻撃傾向や衝動傾向の抑制,社会性・共感性の 育成,知的能力・認知力の向上,文化や社会道徳の伝達,家族関係の向上等さま ざまな技法やプログラムの開発が必要です。中でも,処遇が著しく困難な者,発 達障害や人格(行為)障害により極端に攻撃的であったり衝動的であったりする 者,共感性が欠如して社会関係を結ぶことが困難な者について,専門的な介入方 法について考察を進める必要があります。近年欧米では認知行動療法を用いて先 進的なプログラムが開発されてきていますが,それらをいかに自国の文化風土に 適した方法で導入するか,どのようにして専門家を育成し組織的に実施するかと いった点についても検討が必要でしょう。

また,施設内処遇と社会内処遇の関係という点も問題を多く含んでおり,両者 の処遇に継続性を持たせ,施設という限定された場面で得られた処遇効果を,社

⁹ Hara, R. D. (1991). *The Hara psychopathy check-list revised: Manual/Rating booklet .*Multi Health Systems

¹⁰ 小栗正幸 「非行少年を理解・援助する視点としての発達障害」 臨床心理学 Vol.7/No.3. pp.

^{334-338 (2007)}

¹¹ 福島章 「殺人という病:人格損傷・脳・鑑定」(2003)金剛出版

会内という自由度の高い状況でも継続できるようにプログラムを考案していか なければなりません。

(4)予防

重大・粗暴な犯罪少年の処遇では、予防という側面も重要になってきています。 長期間一定の集団を追跡して行った再犯調査等から、思春期、成人期に凶悪・粗 暴な事件を起こす者の、幼少期のリスクファクターが解明されるようになってい て、リスク度合いの高い家族や少年に対する予防・処遇プログラムが考案されて きています。粗暴犯罪については、原因となるリスク要因に直面してから非行が 顕在化するまで6~7年間の潜伏期間があるという調査結果もあり、問題が大き くなる前に潜在的なリスク要因を抱える家族や少年を選び出し、治療的プログラ ムを実施することにより、人的にも時間的にも軽い負担で凶悪犯罪の発生を防ぐ ことができるという研究もあります¹²。いずれにしても、まずは先進的な研究に ついて学び、導入可能性について検討していく必要がありましょう。

上記を踏まえ,国連の犯罪予防及び犯罪者処遇に関する地域研修所の一つである 本研修所は,本研修において,研修員に対して,少年司法分野における従来からの, また,新たに生じている課題を明確にし,課題を克服するための実務の検討を求め ることとしました。すなわち,各国における,重大かつ粗暴事件を起こした少年の 人物像と効果的な処遇方法の解明のため,現状において当面する課題について検討 するとともに,これまでに一定の成果を上げている事例に学び,各国において適用 可能な最も効果的な方策について検討する機会を提供するものです。

本研修の具体的な検討事項は以下のとおりです。

- (1) 重大・粗暴な少年犯罪の捜査・訴追における現状と課題
 - ア 少年の保護と捜査・訴追手続制度(逮捕,尋問,勾留(拘置)等)
 - イ 少年の保護と審判・裁判手続
 - (ア) 審判・裁判制度の特徴
 - (イ) 審判・裁判前調査, 社会調査, 心身鑑別の現状と課題
 - (ウ)対象少年の問題に即した処分・処遇
- (2) 重大・粗暴な少年犯罪者に対する施設内処遇の現状と課題
 - ア 鑑別技法(心理検査法,リスク・ニーズアセスメント等),面接技法の現 状と課題
 - イ 処遇困難者に対する効果的な施設内処遇プログラム
 - ウ 被害者及び被害者に与えた損害とその回復を考慮に入れた処遇プログラム
 - エ 社会内処遇との連携に関する現状と課題

¹² Loeber, R., & Farrington, D. P. (2000). *Child delinquents.* Sage Publications

- (3) 重大・粗暴な少年犯罪者に対する社会内処遇の現状と課題
 - ア 施設内処遇との連携に関する現状と課題
 - (ア) 鑑別結果やリスク・ニーズアセスメントに応じた社会内処遇プログラム の開発
 - (イ)施設内処遇における達成度と連携した社会内処遇
 - イ 処遇困難少年に対する効果的な社会内処遇プログラム
 - ウ 効果的な社会内処遇のための他機関との連携(教育機関,福祉機関,NG O,ボランティア等)
 - エ 社会内における犯罪予防プログラム
 - (ア) 重大・粗暴な少年犯罪者の問題性の早期発見(若年少年用のリスクアセ スメント)
 - (イ) 潜在的にリスクを抱える少年及び家庭への効果的な処遇プログラム
- 2 客員専門家(肩書きは講義当時のもの)
- (1)ロバート・ホッジ氏 (Dr. Robert D. Hoge)
 カナダ カールトン大学心理学部名誉教授,特別研究教授
- (2)ジョセフ・オザワ氏 (Dr. Joseph Ozawa)
 シンガポール 下級裁判所家庭・少年センター 次長(上席)
- (3) イアン・ブレイクマン氏 (Mr. Ian Blakeman)
 - 英国 行刑局女性・少年矯正課長